

ハッピー介護センター

居宅介護支援事業 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社ハッピーコーポレーションが開設するハッピー介護センター（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営方針）

- 第2条 当事業所は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- 二 当事業所は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供されるサービス等を公平に実施する。
- 三 当事業所は、市町、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。

（事業所の名称、所在地）

- 第3条 事務所の名称は、ハッピー介護センターとする。
- 二 事務所の所在地は 伊丹市御願塚8丁目10番6号とする。

（従業者の職種・員数及び職務内容）

- 第4条 当事業所は次のとおり管理者を設置する。
- 1 管理者 1名（常勤兼務）
 - 2 管理者は従業者及び利用の申込みに係る調整など業務の管理を一元的に行い、または必要な指揮命令を行なう。
- 二 当事業者は次のとおり介護支援専門員を設置する。
- 1 介護支援専門員 4名（常勤兼務1名、常勤3名）
 - 2 介護支援専門員は利用者からの相談を受ける。
 - 3 介護支援専門員は居宅サービスの作成、変更を行う。
 - 4 介護支援専門員は居宅サービス計画に基づくサービス提供にかかる連絡調整を行う。

（公正中立に関すること）

第5条

- 一 居宅サービス計画の作成にあたって、利用者側から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事が出来る事を利用者及び家族に対して説明する。
- 二 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を介護支援専門員に対して求めることが可能であることを利用者及び家族に説明する。

(医療機関との連携に関すること)

第6条

- 一 入院時、その入院先（医療機関）に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えるよう、利用者またはその家族に協力を求めるものとする。
- 二 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時その他必要と認める時は、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- 三 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。またこの場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治医等に交付する。

(相談支援事業者との連携に関すること)

第7条

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等の連携に努める。

(管理者に関すること)

第8条

管理者は主任介護支援専門員であるものとする。

(営業日及び時間)

第9条 営業日および営業時間は次の通りとする。

- 一 営業日は月曜日から土曜日とする。
(ただし、12月30日～1月3日を除く)
- 二 営業時間は通常時間として9時から18時とする。

(サービス提供方法及び内容)

第10条 サービスの提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所は事業所の面談室とする。
- 二 使用する課題分析票の種類は全社協方式とする。

三 サービス担当者会議の開催場所は①当事務所の打合せコーナー

②利用者宅③利用者の利用施設等とする。

四 利用者への訪問頻度は最低 1 ヶ月に 1 回とし、利用者の状態、居宅サービスの実施状況等の確認を行う。

（利用料）

第 11 条 利用料は介護報酬の告示上の額とする。

（その他費用の額）

第 12 条 次条の通常の事業の実施区域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

(1) 事業所から地域外片道概ね 5 キロメートル未満 100 円

(2) 事業所から地域外片道概ね 5 キロメートル以上の場合 5 キロメートルにつき 100 円を加算

二 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業実施地域）

第 13 条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

伊丹市、宝塚市、川西市、尼崎市、西宮市

（研修の確保）

第 14 条 介護支援専門員等の資質向上を図るために研修の機会を次の通り設けるものとする。

一 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

二 継続研修 ①所内研修 原則 週 1 回

②サービス合同所内研修 3 ヶ月に 1 回

③所外研修 随時

（秘密の保持）

第 15 条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

二 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

（業務継続計画の策定）

第 16 条 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者への介護支援の提供を実施するための計画を策定すると共に、研修及び訓練を行いまた関

係機関とも連携を図る。

（虐待防止のための措置）

第17条 虐待防止のための組織内体制の構築を行なうと共に、虐待が疑われる事案が発生した場合の従業員の対処方法の研修を行う。

（ハラスメント対策のための措置）

第18条 ハラスメント対策のための啓発を行なうと共に、従業員からの相談対応体制の整備を図る。

（身体拘束について）

第19条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないとし、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務づける。

（福祉用具貸与と販売の選択制に伴う体制）

第20条 固定用スロープ、歩行器、単点杖、多点杖、について貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることを説明し、選択にあたっての必要な情報の提供、医師や専門家の意見、利用者の身体状態を踏まえて提案します。

（感染症の予防及び蔓延防止のための措置）

第21条 感染症対策の基礎的な知識の普及・啓発を行なうと共に、事業所における感染症対策の指針に基づいた衛生管理の徹底を図る。

（その他）

第22条 この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は株式会社ハッピーコーポレーション取締役会と当事業所の管理者との協議に基づいて定める。

二 当事業所および管理者は反社会的組織の関与を受けないものとする。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

上記は、株式会社ハッピーコーポレーション ハッピー介護センターの居宅介護支援事業運営規程に相違ない。

兵庫県伊丹市御願塚8丁目10番6号
株式会社ハッピーコーポレーション
代表取締役 中野渡 晴夫

ハッピー介護センター

訪問介護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社ハッピーコーポレーションが開設するハッピー介護センター（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員が要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

- 第2条 当事業所は、利用者が要支援・要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護およびその他の生活全般にわたる援助を行う。
- 二 当事業所は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供されるサービス等を公平に実施する。
- 三 当事業所は、市町、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称、所在地）

- 第3条 事務所の名称は、ハッピー介護センターとする。
- 二 事務所の所在地は 伊丹市御願塚8丁目10番6号とする。

（従業者の職種・員数及び職務内容）

- 第4条 当事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。
- 1 管理者 1名（常勤兼務）
 - 2 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行なう。
 - 3 サービス提供責任者兼訪問介護員 3名
 - 4 サービス提供責任者は、訪問介護員のとりまとめを行うとともに、利用者へのサービス提供における指示および指導を行う。
 - 5 訪問介護員 7名
※業務の都合により増員または減員することがある
 - 6 訪問介護員は、指定訪問介護の提供にあたる。

（営業日及び時間）

- 第5条 営業日および営業時間は次の通りとする。

- 一 営業日は月曜日から土曜日とする（ただし、12月30日～1月3日を除く）。なお、サービス利用者の要求・状況により適宜対応する。
- 二 営業時間は通常時間として9時から18時とする。

（指定訪問介護の提供方法）

第6条 指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込み者またはその家族に対し運営規程の概要その他のサービス選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

第7条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供する。

- 二 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

第8条 指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

第9条 指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

- 二 指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第10条 正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な訪問介護の提供が困難と認めた場合は、他の指定訪問介護事業者の紹介など、必要な措置を講じる。

第11条 指定訪問介護の提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という）の有無、要介護認定等の有効期間を確認する。

- 二 前項の被保険者証に介護保険法第73条2項に規定する認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して、指定訪問介護を提供する。

第12条 指定訪問介護の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者には、要介護認定等の申請がすでに行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。

- 二 居宅介護支援（これに相当するサービスも含む）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認める時は、要介護認定等の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の1ヶ月前にはなされるよう、必要な支援を行う。

第13条 指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込み者が法定代理受領サ

サービスの要件を満たしていないとき（介護保険法第41条第6項および介護保険法施行細則第64条各号いずれにも該当しない時）は、当該利用申込者又はその家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

（指定訪問介護の内容）

第14条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助

第15条 指定訪問介護の提供にあたっては、次条第一項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

二 指定訪問介護の提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

三 指定訪問介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

四 常に、利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び援助を行う。

第16条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成する。

二 前項の訪問介護計画は、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に添って作成する。

三 サービスの提供責任者は、第一項の訪問介護計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明する。

四 サービス提供責任者は、訪問介護計画作成後においても、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行う。なお、第一項から第三項までの規定は、訪問介護計画変更について準用する。

（利用料等）

第17条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスである時は、その1割～3割の額とする。

二 第19条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から地域外片道概ね5キロメートル未満 100円
- (2) 事業所から地域外片道概ね5キロメートル以上の場合 5キロメー

トルにつき 100 円を加算

三 第一項及び第二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払い同意する旨の文書に（記名押印を受けることとする。

四 第一項の利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第 18 条 指定訪問介護を提供した際には、当該訪問介護の提供日及び内容、法定代理受領サービス費の額、その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業実施地域）

第 19 条 通常の事業の実施地域は下記のとおりとする。

伊丹市、宝塚市、川西市、尼崎市、西宮市

（緊急時における対応方法）

第 20 条 訪問介護員等は、指定訪問介護の実施中に、利用者の病状の急変及びその他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告する。

（利用者に関する市町村への通知）

第 21 条 利用者が、正当な理由もなく指定訪問介護の利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められる時、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとした時は、市町村に対して通知する。

（勤務体制の確保）

第 22 条 利用者に対して、適切な指定訪問介護を提供できるよう、訪問介護員等の勤務体制を定める。

（研修の確保）

第 23 条 訪問介護員等の資質向上を図るために研修の機会を次の通り設ける。

- 一 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
- 二 継続研修 年 1 回以上

（衛生管理等）

第 24 条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。

- 二 事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に務める。

（秘密の保持）

第25条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。また、事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

二 サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第26条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者が当事業所のサービスを利用することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。

（苦情処理）

第27条 提供した指定訪問介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

二 自ら提供した指定訪問介護に関して、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書などの提出や開示の求めに、また、当該市町村の職員からの質問や紹介に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

三 指定訪問介護等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第176条第1項第2号に基づき行う調査に協力する。自ら提供した指定訪問介護に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

（事故発生時の対応）

第28条 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

二 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りでない。

（虐待防止に関する事項）

第29条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

二 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の

家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者 を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束について)

第30条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないとし、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務づける。

(研修による計画的な人材育成)

第31条 事業者は、適切な指定訪問介護が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

二 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善及びその結果の公表)

第32条 事業所は、その提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

二 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(会計の区分)

第33条 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第34条 この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は株式会社ハッピーコーポレーション取締役会と当事業所の管理者との協議に基づいて定める。

二 事業所は、指定訪問介護に関する諸記録を整備し、そのサービス提供をした日から最低5年間は保存するものとする。

(その他)

第35条 当事業所および管理者は暴力団の関与を受けないものとする。

附則 この規程は、令和6年6月1日から施行する。

上記は、株式会社ハッピーコーポレーション ハッピー介護センターの訪問介護事業運営規程に相違ない。

兵庫県伊丹市御願塚8丁目10番6号
株式会社ハッピーコーポレーション
代表取締役 中野渡 晴夫